

奈良県立社会体育施設ネーミングライツ選定審査会規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第百号

奈良県立社会体育施設ネーミングライツ選定審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県立社会体育施設ネーミングライツ選定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 ネーミングライツの選定に関し優れた識見を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は三年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第八条 審査会の庶務は、くらし創造部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。